

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
来訪研究員受入規則

〔平成25年2月18日〕  
規則第9号

改正 令和7年10月31日規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱  
規程（平成16年規程第90号）第2条第8号に規定する来訪研究員の受入に関し、必  
要な事項を定める。

(申請)

第2条 来訪研究員としての受入れを希望する者は、受入申請書を機構の所長又は施設長  
（以下「所長等」という。）に提出しなければならない。

(受入許可)

第3条 所長等は、前条の申請があったときは、適当と認める者について、所長会議の議  
を経て、受入れを許可するものとする。

(受入期間)

第4条 来訪研究員の受入期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する会計年  
度を超えることはできない。ただし、所長等が必要と認めるときは、次年度以降受入れ  
を更新することができるものとする。

(登録)

第5条 受入れを許可された来訪研究員は、別に定める手続きにより「ユーザー登録」を  
行わなければならない。

2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、来訪研究員は、その都度変更登録しな  
なければならない。

(登録の抹消)

第6条 来訪研究員が研究等に從事しなくなるときは、別に定める手続きにより登録の抹  
消の届け出をしなければならない。ただし、受入れを許可された期間が終了するときは、  
この限りではない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、来訪研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受け入れた来訪研究員に係る受入期間については、なお従前の例による。

附 則（令和7年10月31日規則第13号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。